

移動等円滑化評価会議中国分科会の設置について

令和元年 7 月 23 日
中国運輸局交通政策部
中国地方整備局企画部

1. 組織

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づき国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、中国における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、中国分科会（以下「分科会」という）を設置する。

2. 役割

分科会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 中国の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
- 二 中国の事業者・施設設置管理者・自治体等による先進的な取組の情報共有等
- 三 その他必要な事項

3. 構成員

- （1）構成員は、中国における移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、中国分科会事務局が選定することとし、別紙 1 に掲げるものとする。
- （2）移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時構成員を置くことができる。

4. 構成員の任期

- （1）学識経験者及び、高齢者・障害者団体の構成員の任期は、二年以内とする。
- （2）学識経験者及び、高齢者・障害者団体の構成員は、再任されることができる。
- （3）施設設置管理者及び、地方公共団体、国の構成員の任期は設けないこととする。
- （4）臨時構成員は、その委員に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。

5. 分科会長

- （1）分科会に、分科会長を置き、構成員の互選により選任する。
- （2）分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- （3）分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

6. 事務局

事務局は、中国運輸局交通政策部消費者行政・情報課及び中国地方整備局企画部企画課に設置する。

7. その他

前各項に定めるもののほか、分科会に関する事項は、分科会長が分科会に諮って定める。